

平成 24 年 3 月 21 日

各位

東京都公立中学校 PTA 協議会
会長 水上 幸夫

平成 24 年 1 月 12 日（木）、都庁第二庁舎会議室にて要望事項の回答についての会議が開催されました。内容によって担当する部署の係長のご参加を得て口頭による考え方の説明や回答があり、内容に沿ってまとめましたのでお知らせします。

東京都教育委員会への要望と回答

1. 少人数学級や学級編制の柔軟な対応について

一般的には、一人一人への指導が充実すると考えられ、都内においても独自予算を組み、教員を配置し、国の基準よりも少ない人数の学級規模（いわゆる少人数学級）での学校運営がなされてきた地区もあります。が、教育の機会均等の考え方からしても矛盾のあるところと考えます。学校によっては学校長の判断で、教員をやりくりし、少人数学級を実施している学校もあるようです。平成 21 年 12 月 17 日付けで「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配について」が通知され、22 年 4 月より実施されましたが、学級編制の標準の引き下げの画一的な取扱により学級編制が小さくなりすぎないように、また入学した時の学級数を 3 年間維持できるように、柔軟な学級編制ができるようにお願いします。

昨年度、本協議からの要望に対して都教委からは以下のような回答をいただきました。

【回答】

東京都教育委員会は、集団生活としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が集団の中で互いに切磋琢磨し社会的適応能力を育むため、学級には一定規模が必要であると従前から考えているところです。一方、小学校や中学校への入学直後の時期は、その後の充実した学校生活を送るための基礎を固める重要な時期であることから、小 1 問題・中 1 ギャップを予防・解決するために、小学校第 1、第 2 学年と中学校第 1 学年を対象に教員を加配し、学級規模の縮小やチームティーチングの導入など、学校の実情に即した最適策を選択することが可能な仕組みを平成 22 年の 4 月から実施したところです。また、本年 8 月文部科学省は、学級編制標準の改定によりまして『公立小学校及び中学校について順次 35 人編制とし、さらに小学校第 1・第 2 学年については 30 人編制としていくこと』、さらに『画一的な取り扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入すること』、これらを含む新たな「教職員定数改善計画」を公表したところです。東京都教育委員会としては、現在進められている国における予算案の取りまとめ、今後出てくると思われる法令案の審議の動向をふまえて、今後検討していくこととしています。

回答の中で触れられていますように、国の法案、予算案が確定し、本年 4 月から学級編制規準が引き下げられたところですが、このことを受けて都教委として今後どのように教職員定数を改善していくのか、検討結果または方向性についてお答えをお願いします。

【回答】

平成 23 年 4 月 22 日付けで、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」私どもは義務標準法と略称しますが、この法律が改正されました。このことで、23 年度

から小学校1年生の1学級あたりの人数を40人から35人に引き下げるという学級編制標準の改正が行われました。

この法律改正において同時に「区市町村教育委員会が学級編制を行うに際して、学年ごとの在籍生徒数に対して都道府県の定める学級編制基準を標準として編制することを原則としつつ、これまで定められていた学級編制に関して都道府県に協議を行い、同意を得る手続きを事後の届出制に改める。」ことが定められました。これは「区市町村の権限と責任のもとで、各学校の実情に応じながら弾力的な学級編制を行う事ができる。」という主旨の規定で、実際にこの改正規定の効果が発生して、区市町村における弾力的な学級編制が可能となるのは、24年度（24年4月）からとされております。

また、学級編制標準の小学校1年生に関して35人学級編制にするという規定は定められましたが、将来の方向についての規定が無い状態ですので、23年4月改正法の附則に基づき、文部科学省では「公立義務教育諸学校の学級規模および教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置し、今後の公立小中学校の学級編制標準、いわゆる編制標準をどうするのか、という検討を行っているところです。報道もされていますが、24年度について小学校2年生を義務標準法を改正して、35人にすることは見送られました。もっぱら政府予算の関係だと思われまます。35人になるように教員の加配をすることで35人編制は実施するが、法律を改正して編制標準を35人にすることは見送られた、ということです。さらに、小学校3年生から中学生についてはなお現在検討している、という位置づけになっています。検討会議の中の審議の動向や結論を受けて都ではどうするか、国の動向を見ていかざるを得ない状況です。

なお、東京都教育委員会では、昨年度の回答にもありますように、「小1問題・中1ギャップ」の予防・解決策のための中学校1年生に対しての教員の加配につきまして、平成22年4月から導入しているところです。平成23年度につきましては1学級38人を算定基準に教員の加配を行っているところですが、平成24年度につきましては37人を算定基準として実施する予定です。

中学校の教職員の定数配当基準については、義務標準法の基準を踏まえて、現在配当をしているところであり、小学校の第2学年については、学級編制ではありませんが、教員の加配での対応が可能かどうか、現在検討の状況にあります。

昨年度国から、新学級定数改善（案）として小1、小2から中学校へと段階的にいくことが取り上げられていましたが、昨年度の政府予算では小1だけと、見送られている関係があります。今年度については小2の部分だけで、それ以降の定数配当につきましては、国の動向を見ていくことがあります。

【質問】

養護教諭も含めて先生方の増員を求めています。先生の配置について、区市に完全に任せて人件費、人事権をゆだねて適切に配置していくようにすることも考えられるのではないかと思います。将来的なことも含めて、どのようにお考えですか。

【回答】

教職員定数については、小中学校は義務教育なので、義務教育国庫負担金が国から3分の1入ってきます。24年度からそれぞれの区市町村さんに学級編制を行う事ができるようになります。このことがありますので、例えばある地区から、小規模でたくさんの学級を作り教育をやりたいといわれたときに、それを各都道府県で同じようなことを行っていくとなると、当然国費はパンクしてしまいます。学級の弾力的な編制はできるのですが、実際教職員をどういう形で算定をするのかについては、都道府県の教育委員会で定めている標準の学級の人数で算定をして、

それ従って配っています。国費がいくらあっても足りないという状況になってしまいますから、やむを得ないと思います。ただ配られた定数の中では各学校で工夫してやっていただけるかなと思います。全部に国費がいける状況であれば、違ってくると思います。

人事権等のお問い合わせについて直接所管をしている部署ではないので、はっきりとした状況や方向については申しあげられませんが、状況としては今お話ししたような事です。

2. 指導力不足の教員に対する対応について

残念ながら、指導力不足等の教員が存在しています。教科の指導自体が力不足の者、学級経営に問題のある者など、わずかであるとはいえ、学校の信頼をなくし、保護者に不安を起す原因となっています。安心して公教育に我が子を託すために、これら教員には断固とした指導をお願いしたいと考えます。各学校では管理職が厳しい指導、また、各教育委員会指導主事等による指導もあると思いますが、それでも改善されない教員には、学校への配置をはずし、都による徹底した改善のための研修をお願いします。

【回答】

東京都教育委員会では、平成14年に「指導力不足教員の取り扱いに関する規則」を制定し、人事上の措置として、指導力が不足している教員に対して「指導力ステップアップ研修」を実施し、指導力の改善に努めてまいりました。平成20年4月1日に、国でも「教育公務員特例法」を改正し、教員の資質の向上を目指し、人事管理を厳しくするという目的から、指導力の不足している教員に対して法定研修である「指導改善研修」を規定し、各都道府県に実施するよう規定しています。東京都では、従来から先進して指導力不足等教員ステップアップ研修を実施してきましたが、この「教育公務員特例法」の改正で「指導改善研修」が法定化されましたので、指導力不足等教員ステップアップ研修を「指導改善研修」に位置づけ、引き続き、少なくとも1年間、研修センターでの研修命令を発出して、指導を改善する研修を行っています。また、その結果については分析授業や校内観察での指導など行い、指導の改善状況を判定しています。その判定は、保護者、弁護士、精神科医、大学の専門家などで行っています。指導が改善した場合は、指導力不足等教員の認定を解除し、学校に戻しています。指導が改善しない場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に行政職へ転職させる制度があるので、東京都の事務職員への転職選考を実施し、転職選考に合格した場合は、事務職員に転職するという事もやっています。毎年10名程度が「指導改善研修」等を受講しています。今後とも、都教育委員会では「指導改善研修」を適切に実施するよう考えています。

【質問】

指導力不足となる教員について「指導改善研修」を行っているということですが、指導力不足となる教員の授業力や資質の不足となる定義はあるのでしょうか。資質や授業力不足は何を指しているのでしょうか。

【回答】

東京都教育委員会では「指導力不足等教員の取り扱いに関する規則」を定めており、その中で、指導力不足等教員の定義を定めています。具体的には、1. 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 2. 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 3. 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない者 4. この3

つに掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者」とあり、それらに該当するかどうか、外部委員に意見聴取し、判定会で認定のうえ、指導改善研修を行っています。

【質問】

先の回答にあるように、「毎年 10 名程度」というのは、各区市町村から上がってくるのが 10 名程度ということなのですか。それから認定されていくということなのですね。

【回答】

都立学校と区市町村立学校から上がってきます。多いときもありますが、平均して年 10 名程度となります。

【質問】

そのような状況は教員の採用の時にわからないのですか。ある程度の高年齢の方もいらっしゃるのですか。

【回答】

従前の指導方法を行うだけで、求められる教育内容の変化についていけなかった、という先生もいらっしゃいます。その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すために、国も教員免許更新制を導入しました。10 年経過するごとに、免許状更新制の免許更新講習を受けることによって、最新の知識技能を身に付け、教員としての適性が必要な資質能力が保持されるようにしています。

【質問】

指導力不足の基準は、主観的にしか判断できない、数値で表せられないものです。毎年 10 名程度というのはとても少ないな、というのが実感です。『ここでは無理。だから小規模校へ異動を。小規模校でも無理だから 1～2 年で次へ』と異動される先生がいらっしゃる、という感覚が保護者にはあるのです。このような状況があると、全都で都がフォローされるのが 10 名というのは、あまりにも少なく感じます。とすれば、ここに取り上げられる方はよっぽどの方かなと思ってしまう。

【回答】

「指導改善研修」は、法定研修ですので、かなり重いものです。都では、指導改善研修を受講する程度ではない者に対して、「指導向上研修」を実施しています。この研修は、学校において、所属長が行う研修ですが、別に年に何回か研修センターでも研修を行っています。この研修も教員個々の課題に対応した内容で行っています。この研修を受講しても、指導に改善が見られない場合は、指導改善研修を受講していただきます。また、指導力不足等教員として認定することは、非常に難しいものです。病気が原因で指導力が不足している場合もあり、この場合は、指導改善研修の対象とはなりません。客観性を確保するため、小中学校ですと、校長や区市町村教育委員会が観察した後、都の管理主事が授業を観察して、本人に意見を聞いたうえで、さらに、外部委員の方々にその状況を説明したうえで、意見をいただき、指導力が不足しているとして、指導改善研修を受講するということになります。

【質問】

今「指導向上研修」の話がありましたが、数か月の研修という事です。研修を受けて良くなって帰ってきました。その良くなったという判断が難しいです。保護者からは「あれでよくなったの」という思いがあります。そう発言された方がいます。研修を受ける基準もあるが、良くなったと判断する基準もあるのでしょうか。

【回答】

「指導向上研修」は1年以内で行っております。認定を解除する時、「指導向上研修」を受けるべき指導に課題がある教員と認定するときも「指導改善研修」を受ける、指導が不適切である教員と認定するときにも、どちらも外部員の方に認定を受けています。研修が終わって認定を解除するときも外部員の方の授業観察を行って判定をしておりますので、行政の中だけで決めているわけではないのです。客観性のある程度担保して行っています。外部員の中には学校に在籍している保護者の方にも入っていただき、判断しているところです。

【質問】

ステップアップ研修を受けて戻ってくる先生はどのくらいの比率なのですか。先生として復帰される方は。

【回答】

あまりいらっしゃいません。

【回答】

「指導改善研修」は指導を改善させるための研修なので、指導を改善させる研修を行いそれでも改善しない場合は、任命権者として免職その他の措置を検討するようにと法定化されています。指導が改善しない場合は、教員としては適性がないということになりますので、事務職の選考を実施します。選考で不合格となった場合は、その他の職の採用を検討したうえ、分限免職をする場合もあります。

【質問】

問題がある先生を現場から研修対象者として上げる場合、そのような先生を指導できない現場と判断されてしまうので、その先生を異動するようになってしまう事があるのではないのでしょうか。先ほど話のあった10名というのはとても少ないように感じます。

【質問】

「指導改善研修」対象者と判定されれば、それはそれとしてその対応がなされていきますが、「そこまでではないけど、はたして先生としての素質はどうか」という白黒判定ができないグレーゾーンの方の方が人数的にはもっと多いように思います。親としてはそのあたりについて心配しています。うまく研修を受けて現場に戻ってくればいいのですが、指導の力が戻らないまま研修から戻ってこられては、その後もグレーゾーンのままだっていくことになります。その辺の見極めはどうなっているのでしょうか。

【回答】

指導改善研修のほかに、段階的にその先生の資質・能力を向上させていこうと、様々な職位に合わせた研修を企画して実施しています。たとえば、校長にはこういう研修、副校長にはこういう研修、主幹にはこのような研修、10年目の先生にはこういう研修、新規採用の先生の場合には3年間続けて受けていくような研修と、年代（ライフステージ）に合わせた研修を実施し、資質向上や指導力向上を図っています。

【質問】

今、先生の人数確保だけでとても大変だと伺っています。保護者の皆さんが、たまたま変な先生に当たってしまった、とよくいっていますが、「1年間がまんね。」ということになるのがとても残念に思います。それが続くと公教育の信頼が薄れてくるのではないのでしょうか。そのあたりも考慮していただき、区市町村へのご指導ともどもよろしくお願いいたします。

【質問】

学校によっては、お名前はあるがお顔を見たことのない先生もいらっしゃいます。その先生は教員定数の人数の中に入っているのですか。

【回答】

指導力不足で授業を休み研修の方もいれば、別の研修で授業を休んでいる方も、また単に休職という方もいて、様々な形態がありますが、授業をできない方を教員配置の人数にカウントしてしまうと、学校では支障が出てきますので、考慮しています。

3. 養護教諭の増員について

現在、養護教員は中学校では生徒 801 名まで一人の配置とされ、実質的に各校 1 名の配置となっています。学校の現場では、朝、気分が悪くなって訪れたり、授業中教室にいられなくなって訪れたりする保健室で、生徒との会話から、親から食事を与えられていない・お風呂に入れてもらえないといった親の育児放棄や虐待、またいじめが発見されることがしばしばあります。不登校に陥る生徒が不登校の前段階として教室に通えなくなり保健室登校することも多く、その生徒が保健室に滞在することで、他の生徒への対応が難しい場面も多々あります。通級指導学級に通う発達障害の生徒が相談に訪れるのも、多くは在籍校の養護教諭です。養護教諭は出張や生徒の病院への搬送付き添いに保健室を施錠せざるを得ない状況も多く、本協議会では過去何度も養護教諭の複数配置をお願いしてきました。各地区、各校で、支援のボランティアを頼んだりメンタルサポーターを置いたりするようになりましたが、生徒にとっては、常駐する養護教諭が大きな存在になっています。メンタルな面でも学校を支えていることはどの学校でも同じだと思います。しかし、その受け持つものが多岐に渉るようになり、一人では対応しきれない状態です。

各校にスクールカウンセラーを配置していただいておりますが、一週間に一日だけの勤務でもあり、予約制でのカウンセリングのため、相談したくなかった時、自由に話せるわけではありません。また、訪問するとき周りの目が気になり部屋を訪れることに抵抗感があったりするなど生徒にとっては利用しやすい場所とはいえません。やはりこの点において養護教諭の担う役割はたいへん大きなものがあります。

区や市で再雇用の養護教諭を大規模校に配置することもあります。それだけでは足りていません。団塊の世代の大量退職に伴いベテランの養護教諭の退職も増加していると思います。東京都として、再任用（再雇用）等を大幅に拡充するなどして、養護教諭の複数配置の推進を、文科省に先駆けてご検討をお願いします。

【回答】

養護教諭の複数配置については、教職員の配当方針に基づいて配当をしています。養護教諭の複数配置につきましては、国の定数改善に関する動向を見ていかざるを得ません。教員の定数増に関しては財政当局との厳しいやり取りが出てきます。現状では、現在のものを守っていく、都単独でついているものがあればそれをなんとか守っていく、ということになります。新たなものを要求する時には、その見合いで何らかの削減を求められるという状況もあり、国の動向や都の財政状況を見ながら対応を検討していきたい。現状としては大変厳しい状況です。

【質問】

養護教諭の複数配置については過去にも本協議会から要望しております。教員の配置という事で予算が関係してくるので無理、という事は承知しておりますが、保護者からの要望、意見として今回も要望しております。毎回同じようなことを要望している内容もありますが、保護者からの要

望、意見をわかってもらおうという意図もあり、何度も提出しています。今回「要望書」には無かったから忘れられているという事ではなく、何年かに1回は要望として提出していくと思います。養護教諭の問題についても毎年毎年要求されている部分は重くなっていると思います。

【回答】

「要望書」は保護者からの要望があつてのことと十分承知をしております。教員定数部分については厳しい状態が続いているという状況がありますが、国の状況を見ながら考えておりますので、どこまでできるのかをお約束できる話ではなく申し訳ないのですが、強い要望があるという事は十分認識しております。

【質問】

所属の学校は生徒が500人を超えており、養護教諭の日常の業務だけでもかなり厳しい状況です。たまたま学生が2週間の実習に来られた時に、本当に助かりました。先生になっていない方だけでも「手」があるという事は本当にありがたいことだと。そのような学校の状況がありますので、保護者としては何かお手伝いできないかと、健診でお手伝いをするようになりました。メンタルの面でいえばスクールカウンセラーの常駐等をお願いしたい事もあるのですが、今回は養護教諭という事でどこかにとどめておいていただければと思います。

4. 部活動について

部活動を積極的に推進している学校は、勉学へ取り組む姿勢もまた積極的であるように感じられますが、顧問教諭の数や指導技能など、学校事情によって部活動が充分に行えないところがあり、各地区では、外部指導員を導入し対応しています。本協議会では外部指導員の資質向上を図るよう要望してきており、「都教育委員会では、顧問教諭と外部指導員を対象に『部活動指導者講習会』の開催、『外部指導員のための部活動の指導の手引』を作成・配布しており、資質向上に力を入れています。」という回答をいただいておりますが、「部活動指導者講習会」は部活動指導時間外の任意の参加であるため、参加は一部指導者にとどまっているという現実があります。「部活動指導者講習会」を部活指導時間の扱いとし、より多くの指導者に出席していただけるよう、支援をお願いします。教育の一環として行われている部活動ですから、教員ではなくとも相応の指導力、知識等は必要だと考えています。

【回答】

中学校部活動外部指導員につきましては、区市町村教育委員会がそれぞれの要綱で定めている事業として実施しています。また、各学校に予算を配布するなどして、その導入、取り扱いについては様々な形態をとっているのが実情です。したがって、都教育委員会としては指導時間、指導内容や講習会への参加等についての統一的な対応はしかねます。

【質問】

昨年度では部活指導員の人材バンクを作る話がありましたが、部活指導員の研修は東京都の管轄ではないとの話がありました。人材バンクはその後どうなったのでしょうか。

【回答】

人材バンクは現在運用しておりまして、各学校から要望していただき、登録している方とマッチングした方がいればその方を紹介しています。学習活動なのか部活動なのかは各学校に任されており、人材バンクとしてはすでに動き出しています。

【質問】

指導に関してはあくまでも地区での対応となるのですか。

【回答】

人材バンクについては斡旋なので、実際には各教育委員会や各学校での判断、という事になると思います。

5. 震災への対応について

3月11日の東日本大震災では、東京は被災地ではありませんでしたが、駅や幹線道路に近い小中学校では帰宅難民が押し寄せたところがありました。東京が被災地となってしまった時、東京都は、区市の公立中学校をどのように位置づけるのでしょうか。大規模災害発生時には公立の小・中学校は地元住民の避難場所になりますが、時間帯によっては全校生徒が帰宅できず、学校にて安全を確保しなければならぬ事態も想定されます。さらに駅や幹線道路に近い学校では、帰宅難民の受け入れも担わなければなりません。最悪を想定して、混乱が起きないように棲み分けをお考えください。

また、震災時、停電のあった地域では、テレビやインターネット等の情報が入らず、行政からの連絡も届かない事態が生じ、対応に困難があったところがあります。固定電話や通常の携帯電話はもとより市から貸与されていた衛星携帯も、回線が込み合っていたのか繋がらず、行政との連絡が長時間途絶した学校もありました。学校には防災用の発電機が設置されていますが、小型で容量不足のため投光器の明りをつけるくらいしかできません。地域の停電という状況が、学校に混乱をもたらすことが分かったのです。東京都では学校の耐震化について積極的な推進を図っていただいておりますが、この教訓を生かし、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準の作成や整備向上を促し、都としての新しいガイドラインの設定や財政を含めた支援をお願いいたします。

【回答】

東京都総務局では、東日本大震災を踏まえまして、11月に「東京都防災対応指針」を策定しました。また避難場所、避難所等の指定基準を定めた「東京都地域防計画」についても指針の策定を受けて、現在見直し、検討を行っているところです。東京都教育委員会では、「東京都地域防計画」に基づき、現在「学校危機管理マニュアル」作成し、都立学校等の防災にかかる対応等を定めています。対応指針、地域防災計画の見直しがあった場合には、「学校危機管理マニュアル」の見直しも行うことで検討しています。各区市町村においては「東京都地域防計画」を受けて、地域の実情に合った「地域防災計画」を定めており、その中で避難所等小中学校の防災上の位置づけを定めているところです。東京都教育委員会としては、各区市町村教育委員会に対しマニュアル策定の際の参考として「学校危機管理マニュアル」を送付しており、それを参考に各小中学校でも対応をしていただきたいと通知しています。このたび、マニュアル策定、改訂した際には、同様にして、各市区町村教育委員会に送付する予定です。